

産業構造審議会 商務流通情報分科会
第一回 Connected Industries における共通商取引ルール検討小委員会
-議事要旨-

日時：平成 30 年 7 月 30 日（月）15 時 30 分～17 時 30 分

場所：経済産業省 別館 9 階 944 共用会議室

■出席者

委員：柳川委員（座長）、生貝委員、梅澤委員、翁委員、加毛委員、小塚委員、森委員、
唯根委員

事務局：

○商務・サービスグループ

藤木審議官、小瀬審議官、吉野課長、山本参事官、青木参事官、津脇政策企画委員
正田商取引監督課長
永井消費・流通政策課長

○商務情報政策局 松田情報経済課長

○経済産業政策局 福本産業資金課長

政府出席者：

○金融庁 企画市場局 岡田信用制度参事官

○消費者庁 内藤消費者政策課長

○総務省 情報流通行政局 飯倉情報通信政策課調査官

○個人情報保護委員会 事務局 高木企画官

■議題

1. 開会

2. 経済産業省挨拶

3. 委員紹介・座長選定

4. 小委員長挨拶

5. 議事

(1) 小委員会の開催趣旨について

(2) 論点について

(3) 自由討議

6. 閉会

■議事概要

- プラットフォーマーを如何に定義し、本小委員会の検討範囲をどのように設定するかは重要な論点。基本的には、はじめから議論の対象を特定の範囲に限定するのではなく、幅広く検討を進めるというスタンスを採用したい。その上で、取りまとめを行う段階において特定の領域にフォーカスを絞ることはあり得る。
- プラットフォーマーは、マーケットプレイス型やメディア型等のいくつかの類型に分類しうるが、類型ごとに行為の性質が異なるため、直ちにプラットフォームを定義することは難しい。むしろ、発生しうる問題にフォーカス当てた検討を通じて定義を定めていくプロセスを辿るべきではないか。
- マーケットプレイス型とメディア型は、現状としては区別して捉えられているが、今後、両者の混合型のプラットフォームが出てくる可能性もある。このため、両者を峻別して議論を狭めるのはリスクがあるのではないか。
- 基本原則である「イノベーションの促進」については、プラットフォームビジネスに限らず、事業者全般に妥当するのではないか。特有のテクノロジーの活用という観点からプラットフォームだからこそ検討すべきものなのか、あるいは、もっと対象を広く設定すべきなのか、整理が必要ではないか。
- 現状起きているトラブルや潜在的な課題を把握するとともに、イノベーションの創出やプラットフォーム型ビジネスの成長のために何が障害となっているのか検討すべき。
- 国際的な規制のハーモナイゼーションをどこまで議論の対象にするか検討すべき。
- 既存の規制について重複があることと、新しいビジネスであるが故に規制が存在しておらず、全く体系の異なる規制が必要であることは、異なる次元の議論であるため整理が必要ではないか。
- **Reg Tech** について、事務局から説明のあった事例のみならず、**Machine Readable**（機械可読性）と **KYC**（本人確認）というテーマも検討すべき。本小委員会のテーマに限らず、どう社会として取り組むかという大きなテーマである。

■お問い合わせ先

商務・サービスグループ 制度改正準備室

電話番号：03-3501-1678

FAX：03-3501-1293